

京 都 大 学 総 合 博 物 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(館長)</p> <p>第3条 博物館に、館長を置く。</p> <p>2 館長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 館長の任期は、2年とし、<u>再任を妨げない。</u></p> <p>4 館長は、博物館の所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(館長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 館長の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>館長は、再任されることがある。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p>6 <u>館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>7 <u>館長が欠けたときは、あらかじめ館長が指名する者がその職務を行う。</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第25号)</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>